(第1面)

#### 【注意】

- ・窓口で申請書を提出する場合、押印は不要ですが、次の(1)又は(2)のいずれかの書類を窓口で提示してください。
- ※詳細は、<u>別紙「押印の廃止について(お知らせ)」</u> を確認してください。
- (1) 有効な許可証等の原本
- (2) 窓口に来る会社等の従業員の<u>①健康保険証</u>(雇用主(申請者)の名称が記載されているもの)及び ②運転免許証等 の2点

個人事業主本人の場合は、②のみで可

分業許可申請書

00年0月00日

愛媛県松山市〇〇町〇〇番〇号 〇〇開発株式会社 代表取締役 松山太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 (089)948-000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに 区分して取り扱う産業廃棄物の 種類(当該産業廃棄物に石綿含 有産業廃棄物、水銀使用製品産 業廃棄物又は水銀含有ばいじん 等が含まれる場合は、その旨を 含む。)を記載すること。)

(事業の区分)

中間処分(焼却、破砕)、最終処分(埋立)

(産業廃棄物の種類)

焼却(木くず 以上1種類)

破砕(がれき類 以上1種類)

埋立 (廃プラスチック類、がれき類、金属くず、ゴムくず 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」以上5種類)

事務所及び事業場の所在地

事務所 **愛媛県松山市00町0T目00** 

電話番号 089-948-0000

事業場 愛媛県松山市〇〇町〇〇番地

電話番号 089-948-0000

事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設 置年月日、処理能力、許可年月 日及び許可番号(産業廃棄物処 理施設の設置の許可を受けてい る場合に限る。)を記載するこ と。)

別紙のとおり (記載例3-2、3-3を参照)

保管を行う場合には、保管を行 うすべての場所の所在地、面積、 保管する産業廃棄物の種類(当 該産業廃棄物に石綿含有産業廃 棄物、水銀使用製品産業廃棄物 又は水銀含有ばいじん等が含ま れる場合は、その旨を含む。)、 処分のための保管上限及び積み 上げることができる高さ

事業の用に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要

- ① (所在地)愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇〇 (面 積) 80m²(保管上限) 〇〇m³(高さ) 〇m (産業廃棄物の種類) がれき類 以上1種類
- ② (所在地)愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇〇 (面 積) 40m²(保管上限) 〇〇m³(高さ) 〇m (産業廃棄物の種類) 木くず 以上1種類
  - ※ 欄内に記載できない場合は、別紙として必要事項を記載すること。 中間処分のための保管施設についてのみ記載のこと。

用に供する施設の処理方 **別紙のとおり(記載例3-2、3-3を参照)** 

※事務処理欄

既に処理業の許	可(他 都道府	県・市区名	許可番号(	申請中の場合には、申請年月日)
の都道府県の	ものを <b>OO県</b>		第〇〇	0000000号
含む。)を有して	ている <b>ΔΔ県</b>		申請中	(〇〇年〇〇月〇〇日)
場合はその許可	可番号			
(申請中の場合には、	申請年月			
日)				
申請者(個人	である場合)			
(ふりがな)	# # D D		本	———— 籍
氏 名	生年月日		住	 所
(法人で	である場合)			
(S )	) が な)		} <del>`</del>	所
名	称		住	ולו
	つかぶしきかいしゃ	<b>宏松间 </b> 小山	· <b>丰</b> 〇〇町〇(	<u>○ 폭</u> ○ 艮
〇〇開	発 株式会社	│ 変嫉帰仏□	1中〇〇町〇(	) 金0万
法定代理人(甲	申請者が法第14条第	第5項第2号ハル	こ規定する未	成年者である場合)
(ふりがな)	生年月日		本	籍
氏 名			住	所
			·	
	頁第2号ニに規定す	`る役員(甲請ā		
(ふりがな)	生年月日		本	籍
氏 名	役職名・呼称		住	所
まつやま たろう	S40.10.10	愛媛県松↓	」市二番町4丁	- 目〇番地〇
松山太郎	代表取締役	愛媛県松╽	」市二番町4丁	目〇番地〇
まつやま はなこ	S42.12.12	愛媛県松⊔	」市二番町4丁	目〇番地〇
松山花子	取締役	愛媛県松⊔	」市二番町4丁	目〇番地〇
まつやま じろう	S25. 2. 5	愛媛県松山	」市三番町1丁	- 目〇番地〇
松山次郎	取締役	愛媛県松╽	」市三番町1丁	-目〇番地〇
まつやまいちろう	H2. 2. 7	愛媛県松山	」市二番町4丁	−目○番地○
松山一郎	監査役	愛媛県松山	」市二番町4丁	-目〇番地〇

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5 以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該 株主又は出資をしている者があるとき)

111-112 (101 PA)		п. о о с	<b>C</b> /		
発行株式の 総 数		100 株		出資の額	1000万円
(ふりがな)	生年月日	保有する株式の数又	は出資の金額	本	籍
氏名又は名称		割	合	住	所
まつやまたろう	S40.1.10	50 枚	朱	愛媛県松	山市二番町4丁目〇番〇
松山太郎	340.1.10	50 9	6	愛媛県松	山市二番町4丁目〇番〇
まつやまごろう	H5.5.5	50 枚	朱	愛媛県松	山市二番町4丁目〇番〇
松山五郎	⊓ა.ა.ა	50 9	6	愛媛県松	山市二番町4丁目〇番〇
		_			
→	- 担告ナフ		<b>払</b> .) ァ ハノミナ		7 LH A \
令第6条の10に	∟規疋りる1	史用人(甲詴	有に当談	(世川八かめ)	5 場合)

(ふりがな)	生年月日	本籍
氏 名	役職名・呼称	住所
まつやまじろう	S48.8.8	愛媛県松山市三番町〇丁目〇番〇号
松山二郎	松山事業所長	愛媛県松山市三番町〇丁目〇番〇号

#### 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄につ いては、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この 様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

#### ※手数料欄

### 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当する者でないことを誓約します。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

住所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号 氏名 〇〇開発株式会社 代表取締役 松山太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

#### (注)

- 1 申請者が法人の場合にあっては、申請者である法人又はその<u>役員</u>若しくは<u>政令で</u> <u>定める使用人</u>が欠格要件に該当しないことを誓約するものです。
  - (1)<u>役員</u>とは、法人に対し業務を執行する取締役等のほか、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者かを問わず、<u>取締役等と同等以上の支配力を有すると</u>認められる者をいう。
  - (2) 取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者には、発行済株式の5%以上を有する株主又は出資額の5%以上を出資している者が含まれる。
  - (3) <u>政令で定める使用人</u>とは、本支店等又は継続的に業務を行うことができる施設 を有する場所で、収集運搬又は処分若しくは再生に係る契約を行う権限を有す る者を置くものの代表者である者をいう。
  - 2 申請者が個人の場合にあっては、申請者である個人又はその法定代理人若しく は政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことを誓約するものです。

#### 事業計画の概要を記載した書類

- 1. 全体計画の概要(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)
  - (1)当事業場内に廃棄物が搬入される際は、敷地内の展開検査場で展開検査を行い、 受入れ可能と判断したもののみ受け入れる。
  - (2)木くずは、焼却施設で焼却処分する。 焼却灰は、〇〇(株)管理型最終処分場に運搬し埋立処分する。
  - (3)がれき類は、破砕施設で破砕処分する。破砕物は、路盤材、骨材等として再生し 土木建築業者に売却する。破砕物のうち、売却できないものは、安定型最終処分場で 埋立処分する。
  - (4)金属くずは売却を基本とするが、売却できない金属くずは安定型処分場で埋立処分する。
  - (5)廃プラスチック類及びゴムくずは、細かく破断され、廃棄物処理法の埋立基準に適合するもの のみ受け入れ、安定型最終処分場で埋立処分する。
  - (6)「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」は、安定型最終処分場で埋立処分する。
- 2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	産業廃棄物			<b></b>	<b>考</b>
	(特別管理 産業廃棄物) の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地
1	木くず	焼 却	50t/月	固形状	〇〇製材(株)〇〇工場 〇〇市〇〇町〇〇番地
2	がれき類	破 砕 (売 却) 埋 立	2t/月	固形状	〇〇工業(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
3	金属くず	(売 却) 埋 立	1t/月	固形状	〇〇工業(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
4	廃プラスチック類	埋 立	30t/月	固形状	〇〇工業(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
5	ゴムくず	埋 立	10t/月	固形状	〇〇産業(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
6	ガラスくず、コン クリートくず及び 陶磁器くず	埋立	0.5t/月	固形状	〇〇産業(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
7					
8					

備考 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類ごとに記載すること。

設置場所 松山市〇〇町〇〇番地 松山市〇〇町〇〇番地   設置年月日 許可年月日 許可番号 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号   許可番号 - 第〇〇〇号   0.5t/時間又は4t/日 ※1時間又は1日当たり中間処分 250kg/時間 ※令第7条の施設に該当する	11 == 1 == 1 == 1 == 1		[6] [6] 7]
設置場所 松山市〇〇町〇〇番地 松山市〇〇町〇〇番地   設置年月日 〇〇年〇〇月〇〇日   許可年月日 - 〇〇年〇〇月〇〇日   許可番号 - 第〇〇〇号   0.5t/時間又は4t/日 250kg/時間   ※1時間又は1日当たり中間処分 ※令第7条の施設に該当する	3. 施設の概要(中	間処理施設)	
設置年月日 許可年月日 許可 番 号   OO年OO月OO日 OO年OO月OO日 SOOO号     許可 番 号   -     り.5t/時間 又は 4t/日 ※1時間又は1日当たり中間処分 ※令第7条の施設に該当する	処理施設の種類	破砕施設	焼却施設(令第7条第13号の2)
許可年月日 許可番号- -〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号0.5t/時間又は4t/日 ※1時間又は1日当たり中間処分250kg/時間 ※令第7条の施設に該当する	設置場所	松山市〇〇町〇〇番地	松山市〇〇町〇〇番地
※1時間又は1日当たり中間処分 ※令第7条の施設に該当する	許可年月日	OO年OO月OO日 - -	〇〇年〇〇月〇〇日
		※1時間又は1日当たり中間処分	250kg/時間
がれき類 木くず   廃棄物の種類	廃棄物の種類	がれき類	木くず
	方式及び設備の	振動ふるい(定格出カ:30kw) ×1基 ベルトコンベア(ベルト報:100cm) ×2基 タイヤショベル 1台 〇〇製作所製 PEH型 台数:1台	排ガス処理設備 サイクロン×1基 バグフィルター×1基 焼却灰用灰出設備(添付図参照) ばいじん用灰出設備(添付図参 照) 油圧ショベル 1台 〇〇〇〇製 TCM型 台数:1台
※施設の処理能力が確認できること。 ※施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及 設計計算書(カタログ、仕様書等)等の添付図面を添付すること。		※施設の構造を明らかにする平面	面図、立面図、断面図、構造図及び
		止を行う。 事業場内の排水は沈殿池に流	燃焼排ガスは、サイクロンで処理後、バグフィルターを経て10m煙突から大気に放出

※記載例には2施設記入しているが、申請時においては<mark>1施設ごとに1枚記載のこと</mark>。

	[#1/5/10 0]
4. 施設の概要(最終処分場)	
最終処分場の種類及び名称	〇〇開発株式会社 安定型処分場
設置場所	松山市〇〇町〇〇番地
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
許可年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号	第0000号
最終処分場の規模等	埋立面積: 2500m <sup>2</sup> 埋立容量: 5600m <sup>3</sup> 残容量: 2450m <sup>3</sup>
埋立廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類、金属くず、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」 以上5種類
構造及び設備の概要	安定型処分場(詳細別添資料のとおり)
	バックホー 3台 埋立、混合、締固めのために使用 〇〇〇〇製 TM型 ホイルドーザー 1台 展開検査等のために使用 〇〇〇〇製 PE型
	※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、周囲の 地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及 び図面を添付
	※当該最終処分場が許可対象外である場合は、周囲の 地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及 び図面を添付
放流水の水質等	浸透水:別紙のとおり 地下水:別紙のとおり
	※更新時には、維持管理基準項目の直近1年間の検査 結果を添付
その他環境保全対策	粉じんの飛散防止のため適宜散水し、また悪臭発生と害 虫発生防止のため随時覆土を行っている。

5. 処分業の具体的な計画(処分業を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

(1) 施設ごとの用途

#### 破砕施設:

がれき類をタイヤショベルで保管施設からホッパーに投入して破砕し、振動ふるいで 粒径ごとに分別し、ベルトコンベアーで所定の製品置場に保管する。破砕時は散水 を行い、粉じん等の飛散防止に努める。

#### 焼却施設:

木くずを油圧ショベルで保管施設から焼却炉に投入し、助燃バーナーにより800℃ 以上に昇温する。約5時間後、燃焼し尽くしたことを確認し、助燃バーナーを停止す る。翌朝、灰出しを行い、灰出設備に保管する。

#### 安定型最終処分場:

廃棄物処理法の埋立基準に則り、埋立処分する。

許可品目以外の産業廃棄物は返却する。

- ※1 処分基準に適合していることが確認できる内容であること。
- ※2 廃自動車の中間処分等事前協議の必要な場合や 取り扱う産業廃棄物の種類の多い場合は、処理工程図を添付のこと。
- (2) 処分業を行う時間

夏場(4月~9月)9:00~17:00 冬場(10月~3月)9:30~16:30

(3) 休業日

日曜日、祝祭日

(4) その他

#### 従業員数内訳(OO年OO月OO日現在)

役員	政令第6条の10 に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
<b>4</b> 人	1人	<b>1</b> 人	<b>4</b> 人	<b>4</b> 人	<b>1</b> 人	<b>15</b> 人
( <b>2</b> 人)	( 1人)	( <b>1</b> 人)	( <b>3</b> 人)	( <b>4</b> 人)	( 一人)	(11人)

※( )内は、産業廃棄物処理業に従事する者の数

#### 6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

#### 破砕施設:

破砕時は粉じん等の発生防止のため、散水設備により散水を行う。

発生した汚水は排水溝で回収し再度利用する。事業所外には排出しない。

深夜や早朝には処理を行わず、また必ず密閉した建屋内で稼働させることで、騒音や振動が周辺に大きな影響を与えないよう努めている。

#### 焼却施設:

排ガスはサイクロンで処理後、バグフィルターを経て10m煙突から放出することで、 大気質に影響が出にくい構造を採用している。

※ 中間処理施設に応じて発生が予想される大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、 悪臭等生活環境保全のための措置について記載

#### (2) 保管施設において講ずる措置

保管場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し悪臭が発散しないよう留意し、 保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止する ために排水溝と油水分離槽を設け、底面をコンクリート舗装し、汚水の回収を徹底して いる。

また、保管基準を遵守し、適正保管量を超えないよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所にねずみ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心がけている。

#### (3) 最終処分場において講ずる措置

埋立て不可能な廃棄物の混入を防ぐため、廃棄物の受入時には展開検査を実施する。展開検査場所は床面をコンクリート舗装し、発生した汚水等による地下浸透防止措置を講じている。

埋立処分する廃棄物から生ずる悪臭がある場合は、覆土を十分に行い、害虫等の発生を防いでいる。

一日に一度以上処分場の見回りを行い、廃棄物処理法に不適な個所がないかを確認 する。不適個所を見つけた場合は、直ちに改善・補修等を行う。

定期的に浸透水及び処分場周縁2箇所の地下水の水質検査を行い、水質異常が認められた場合は、廃棄物の投入を停止し、原因究明等適切な措置を講ずる。

#### (4) その他

各種産業廃棄物の取り扱い上の注意や、不測事態の対応フローについて、定期的に 社内講習会を実施し、従業員に周知徹底を図っている。

また、愛媛県等の主催する講習会へも積極的に参加し、従業員のスキルアップに役立ている。

# 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分方法を記載した書類 処分後の産業廃棄物の種類 破砕に伴い発生するがれき類 生 発 量 2t/月 (t/月又はm³/月) (処分場所) 売却できないものは自社の安定型 自己処理 処分場で埋立処分 松山市〇〇町〇〇番地 (処分業者名) 委託処理 (処分場所在地) 埋立処分 海洋投入処分 中間処分 売却 処 分 方 法 破砕後のがれき類は、保管場所に保管し、売却できるも のは〇〇(株)(所在地:松山市〇〇町〇〇番地)に売却す る。 売却できないものは、自社の安定型処分場で埋立処分す る。

備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

# 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分方法を記載した書類 処分後の産業廃棄物の種類 焼却後の木くず(燃えがら) 発 生 量 2t/月 (t/月又はm³/月) 自己処理 (処分場所) (処分業者名) ○○株式会社(管理型最終処分場) 委託処理 (処分場所在地) 〇県〇市〇〇〇 埋立処分 海洋投入処分 中間処分 売却 処 分 方 法 保管場所で保管後、〇〇(株)管理型最終処分場に運搬 し埋立処分する。

備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

# 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分方法を記載した書類 処分後の産業廃棄物の種類 焼却後の木くず(ばいじん) 発 生 量 1t/月 (t/月又はm³/月) 自己処理 (処分場所) (処分業者名) ○○株式会社(管理型最終処分場) 委託処理 (処分場所在地) 〇県〇市〇〇〇 埋立処分 海洋投入処分 中間処分 売却 処 分 方 法 保管場所で保管後、〇〇(株)管理型最終処分場に運搬 し埋立処分する。

備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

## 使用する施設の写真

施設名

- ●処分のために使用する施設の写真を添付
  - ※生活環境保全上の措置の分かるものを添付 (排水処理設備:油水分離施設、地下浸透防止措置:コンクリート舗装等)
  - ※焼却施設、最終処分場については基準の対応状況の分かるものを添付 (助燃バーナー、排ガス処理設備、処分場周縁の地下水検査井戸、浸透水検査 設備、展開検査場所 等)
- ●処分前/処分後保管施設の写真を添付 構造図、保管面積・保管可能量・積上げ高さの分かる求積図を添付

施	設	名				

# 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 内 訳 金 額(千 円) 事業の開始に要する 00000千円 地 土 事 務 所 00000千円 処 理 施 設 〇〇〇千円 自己資金 00000千円 借入金 00000千円 調 (借入先名) 〇〇銀行 達 〇〇信用金庫 方 その他 法 增資 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

# 事業の開始に要する資金等について

本事業の実施については、現事業における現有体制(資金、人員、車両及び施設)で十分運営可能であります。

従って、新たな資金等の調達は必要ありません。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

申請者 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号

住 所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号

氏 名 **OO開発株式会社 代表取締役 松山太郎** 

	 資 産 に 関	する調 書(個)	(
	東 庄 に 内		OO年O月OO日現在
資産の種別	内 容	数量	価格、金額(千円)
現金預金	普通預金		0000千円
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土地	宅地	OO筆	00000千円
建物	アパート	〇棟	00000千円
備品			
車 両	自家用車	1台	000千円
	トラック	1台	000千円
その他			
	資 産	計	00000千円
負債の種別	内 容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金	〇〇銀行借入		0000千円
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
	負 債	計	0000千円

<sup>※1</sup> 個人の場合に記載すること

<sup>※2</sup> なお、直前3か年の損益状況を添付すること

## 長期財務計画表

(単位:千円)

		年	年	年	年	年
計画		月期	月期	月期	月期	月期
	売上高 A					
	売上原価 B					
売	上総利益 C(A-B)					
	役員報酬					
	給与手当					
	法定福利費					
販	減価償却費					
売	賃 貸 料					
管理	燃料費					
世費	修繕費					
只						
	その他					
	合 計 D		この欄に、	一番新しい事業	年度の	
崖	   業利益		「貸借対照	表」の「利益剰余	金」の額	
営業外利益 F			に、上欄の	に、上欄の「経常利益H」の額を加え		
営業外費用 G			た金額を書	くこと。		
経常	的利益 H(E+F-G)					
	累積利益					

#### (注 意)

- 1. 経費の節減は、具体的にどうするのかを記載すること。また、販売管理費において節減する項目が表に無い場合は、項目を追加するなどして表で確認できるようにすること。
- 2. 売上高を伸ばした計画にしている場合には、その理由を記載すること。
- 3. 累積欠損が表にて改善されない場合には、当該法人の借入れの返済や資金が不足する場合には、個人資産を投入する旨の役員等の誓約書(役員等の固定資産税評価証明書等資産の確認できる書面も添付すること)等、法人継続の担保となる書面を添付すること。
- 4. 直前3年間に経常損失が生じている場合は、損失となった理由を記載すること。

#### (宛先)松山市長

## 同時申請(届出)に関する申立書

原本を添付した申請書等の 名称を記入してください。

本申請(届出)書における下記の添付書類に 〇〇年 〇月 〇〇日 付けで貴市に提出いたしました「**産業廃棄物処理業変更届出書** に係る書類に添付したものと共通しておりますので、事務処理の簡素化と経費節約のため、本申請書又は届出書には添付を省略させていただきたく、その旨申し立てます。

記

1	履歴事項全部証明書	
2	登記されていないことの証明書	
3		
4		

住 所:**愛媛県松山市〇〇町〇番〇号** 

氏 名: 〇〇開発株式会社

代表取締役 松山 太郎

# 原本認証に関する申立書

当申請書又は届出書に添付している登記事項証明書等の写しについては、原本と相違ないことを申し立てます。

**〇〇**年**〇**月**〇〇**日

(宛先)松山市長

住所、氏名又は名称、 法人の場合は代表者の氏名 住所 **愛媛県松山市〇〇町〇番〇号** - 氏名 **〇〇開発株式会社** - **代表取締役 松山 太郎** 

## 同一の場所であることの申立書

当方の事業所等として使用している下記については、表示は異なりますが同一の 場所であることを申し立ていたします。

記

住居表示上: 松山市〇〇町〇番〇号

登記簿上: 松山市〇〇町〇〇番地

登記簿どおりに記入してください。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

住所、氏名又は名称、 法人の場合は代表者の氏名 住所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号 〇〇開発株式会社 代表取締役 松山 太郎